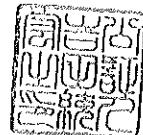


同一の情報の提供

提供の日付： 2014年8月29日

公証人： 01120009

吉田 統 宏



所属法務局： 東京法務局

公証役場： 京橋公証役場

東京都中央区京橋 1—1—10

請求対象の登簿管理番号： 14-0112000902000432

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2014年8月29日

請求対象の処理公証人： 01120009 吉 田 統 宏

所属法務局： 東京法務局

公証役場： 京橋公証役場

東京都中央区京橋 1—1—10

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

一般社団法人国際タヒボ医学研究会

定 款

平成26年 8月28日作成
平成 年 月 日公証人認証
平成 年 月 日法人成立

定 款

第1章 総 則

【名称】

第1条 当法人は、一般社団法人国際タヒボ医学研究会と称する。

【事務所】

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

【公告の方法】

第3条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 目的及び事業

【目的】

第4条 当法人は、世界各国の薬学・医学等の各分野の研究者間の交流及びネットワークを構築し、古来より南米先住民によって薬用植物として用いられ、伝えられてきた南米産薬用樹木「タヒボ」(Tabebuia avellanedae)の有効性を科学的に解明することで、現代医学では完治が難しい疾病及び原因未解明の病への治療に役立てることにより、人々の健康に貢献することを目的とする。

【事業】

第5条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. タヒボの情報の発信と提供、知識普及及び啓発に関する広報事業
2. タヒボの有効成分とその薬理効果の研究と開発
3. タヒボの品質評価・認定に関する事業
4. タヒボの前臨床試験及び臨床試験に関する事業
5. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・出版権及び翻訳権等の知的財産権の取得、譲渡、貸与、利用、管理及び仲介に関する事業
6. 当法人の活動に関する情報提供、宣伝活動に関する事業
7. 当法人の目的に沿った書籍、日用品等の企画・製作・出版及び販売
8. 当法人の財政の健全な発展及び確立に向けて必要な事業
9. 関係諸団体との連携及び交流事業
10. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

【種別】

第6条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した個人又は団体
- (2) 一般会員 当法人の目的に賛同し、セミナー、勉強会等に参加するため入会する個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に顕著な功労があった者で、社員総会で同意を得た個人又は団体
- (4) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

【入会】

第7条 法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 会員になろうとする者は、社員総会において別に定めるところにより申し込み、理事長の承認を得なければならない。

【経費負担】

第8条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 納入された入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

【退会】

第9条 会員は、社員総会において別に定める退会届を届け出ることにより、任意に退会することができる。

【除名】

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

【会員の資格の喪失】

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかつたとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

【会員資格喪失に伴う権利及び義務】

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

【種別】

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

【構成】

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

【権限】

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額又はその基準
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 前各号に定めるものほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

【開催】

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

【招集】

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

【議長】

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故あるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

【決議】

第19条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

- 3 理事及び監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。



【代理】

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

【決議及び報告の省略】

第21条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

【議事録】

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役 員

【役員の設置】

第23条 当法人に、理事1名以上、監事1名以上を置く。

- 2 理事のうちから、代表理事1名を定め、代表理事をもって理事長とする。
- 3 理事のうちから、副理事長、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

【役員の選任】

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事が2名以上の場合、代表理事は理事の互選によって選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいづれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

【理事の職務権限】

第25条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 理事は、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

【監事の職務権限】

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

【役員の任期】

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 捕欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

【役員の解任】

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

【報酬】

第29条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第6章 基 金

【基金を引き受ける者の募集】

第30条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

【基金の拠出者の権利】

第31条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

【基金の返還の手続】

第32条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第7章 計 算

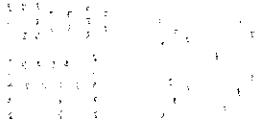
【事業年度】

第33条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

【事業計画及び収支予算】

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を理事長が作成し、理事の決定による承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事の決定に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。



【事業報告及び決算】

- 第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けて、定時社員総会に提出又は提供しなければならない。
- (1) 事業報告及びその附属明細書
 - (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
 - (3) 財産目録
 - (4) 理事及び監事名簿
 - (5) 理事及び監事の報酬の額又はその基準を記載した書類
 - (6) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 2 事業報告については、理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書並びに財産目録については、定時社員総会の承認を受けなければならぬ。

【剰余金の分配の禁止】

- 第36条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

【特別の利益の禁止】

- 第37条 当法人は、当法人の会員、理事、使用人若しくは基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。
- 2 当法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。

第8章 定款の変更及び解散

【定款の変更】

- 第38条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

【解散】

- 第39条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

【残余財産】

- 第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。